令和５年度尼崎市中小企業向け支援

外国人材雇用促進支援補助金

尼崎市で働く外国人の方の日本語学習を応援します。

本補助金は外国人労働者を雇用する中小企業者等に対し、外国人労働者の日本語能力向上に資する取組に要する経費の一部を補助するものです。

１．対象者

・市内に主たる事業所を有する中小企業者等（社会福祉法人、医療法人等を含む）
・市内中小企業者で構成される企業グループ

２．補助対象事業

対象者が雇用する外国人労働者の日本語能力向上に資する取組

【事業事例】
・講師派遣による日本語研修（複数の企業が合同で行う場合も対象となります）
・日本語学校への通所
・ｅラーニング等ネットワークを活用した日本語研修の実施 等

３．募集

随時受付（先着順）
（対象期間は事業の始期から終期までですが、申請のあった日の属する年度内に限ります）

４．対象経費

入学金、授業料、教材費、交通費、会場使用料 等（端末や周辺機器の費用や通信料除く）

５．補助額

補助率：補助対象経費の２／３以内　上限額：50,000 円

６．申請方法

補助金の交付にあたっては、事業着手の２週間前までに申請する必要があります。申請日から補助の交付決定までは、１ヵ月程度要しますので、事前に尼崎地域産業活性化機構までご相談ください。

その他条件があります。
詳細はこちらからご確認ください。→

お問い合わせ先：公益財団法人尼崎地域産業活性化機構　事業課
（尼崎市中小企業センター4 階）TEL 06-6488-9565